

被扶養者認定に必要な添付書類一覧表

◎最初に「扶養家族の続柄」を確認します。次に「扶養対象者の収入状況等」の項目のうち、該当する項目に記載された「添付書類」が必要になります。なお、「添付書類」の内容で状況を証明できない場合は、下表以外の書類が必要となる場合がありますので、予めご理解くださいますようお願いいたします。

扶養対象者の収入状況等	扶養家族の続柄							添付書類	書類の証明依頼先	
	同居要件なし					同居要件あり				
	配偶者	子	実父母	祖父祖母	兄弟姉妹	孫	兄弟姉妹	その他		
●配偶者がいる方、扶養していないが収入がある方が同居の場合はその方の収入証明書(原本)又は源泉徴収票(写)も必ず添付してください。										
住民票が必要な方	全員必要							世帯全員の住民票(原本) *発行から3か月以内のもの	居住地の市区町村役場	
別居している方(学生、単身赴任は除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	直近12か月分送金証明書(写) ★ 戸籍抄本(謄本) *発行から3か月以内のもの	金融機関ATM発行の明細書等 居住地の市区町村役場
高校、大学在学中の方	○	○	○	○	○	○	○	○	学生証(写)又は在学証明書(原本) *発行から3か月以内のもの	在籍中の学校
無収入の方(満15歳以上で学生ではない方)	○	○	○	○	○	○	○	○	最新の所得証明書(原本) ※	居住地の市区町村役場
退職した方	雇用保険に加入していない場合 ※次の①・②のうちいずれか1つ又は③と直近3か月の給与明細	○	○	○	○	○	○	○	①退職証明書(原本) ②健康保険資格喪失証明書(原本) ③退職日の記載のある源泉徴収票(写)	①退職した勤務先 ②退職まで加入していた健康保険組合 ③退職した勤務先
	雇用保険に加入していた場合 ※次の④・⑤のうちいずれか1つ	○	○	○	○	○	○	○	④離職票1, 2(写) ⑤雇用保険受給資格者証(全ての写) *雇用保険の申請手続きのため、④離職票1, 2をハローワークに提出された後に交付される書類	④退職した勤務先 ⑤居住地の管轄にあるハローワーク
雇用保険を月額3,612円未満(60歳以上の場合は5,000円未満)で受給予定の方、受給中の方	○	○	○	○	○	○	○	○	雇用保険受給資格者証(全ての写)	居住地の管轄にあるハローワーク
パート・アルバイトによる給与と収入がある方	○	○	○	○	○	○	○	○	直近6か月分の給与明細書(写) 又は当健康保険組合の所定用紙である収入証明書(原本)	勤務先
パート・アルバイト先で健康保険の資格が非適用になった方	○	○	○	○	○	○	○	○	健康保険資格喪失証明書(原本)と減給してから3か月分の給与明細書(写)	加入していた健康保険組合、勤務先
自営業、農業、不動産等の給与以外の収入がある方	○	○	○	○	○	○	○	○	過去2年分の確定申告書類一式(写) 最新の所得証明書(原本) ※	税務署(申告書類のご本人様控え)
自営業を廃業した方	○	○	○	○	○	○	○	○	廃業届	税務署(申告書類のご本人様控え)
60歳以上の方(年金収入がない方)	○	○	○	○	○	○	○	○	最新の所得証明書(原本) ※	居住地の市区町村役場
年金収入がある方	受給中	○	○	○	○	○	○	○	振込通知書(写)	日本年金機構(自宅へ郵送されたもの)
	申請中	○	○	○	○	○	○	○	年金見込額照会回答書(写) *直近のもの	居住地の管轄にある年金事務所
特別養護老人ホーム等の施設に入所している方	○	○	○	○	○	○	○	○	入所証明書	入所中の施設
TSIH健康保険組合の任意継続被保険者の方	○	○	○	○	○	○	○	○	不要 *当健康保険組合の任意継続被保険者であった旨を異動届の余白に記入してください。	---
他の健康保険組合の任意継続被保険者の方	○	○	○	○	○	○	○	○	健康保険資格喪失証明書(原本)	退職まで加入していた健康保険組合
被保険者の資格取得(新規採用)に伴う申請の方	○	○	○	○	○	○	○	○	続柄記載のある世帯全員の住民票(原本) *発行から3か月以内のもの	居住地の市区町村役場
住民票本が国内にない方	外国において留学をする学生	○	○	○	○	○	○	○	在学証明書(本書)	在籍中の学校
	外国に赴任する被保険者に同行する方	○	○	○	○	○	○	○	査証(ビザ)、海外赴任辞令等(写)、海外の公的機関が発行する居住証明書	公的機関
	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方	○	○	○	○	○	○	○	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明書、ボランティアの参加同意書等(写)	
	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方で、②と同等と認められる方	○	○	○	○	○	○	○	○	出生や婚姻等を証明する書類等(写)
上記事由のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方	○	○	○	○	○	○	○	○	※個別対応(TSIH健康保険組合までお問合せください)	

◆生計維持の確認条件
同居の場合 扶養対象者の年収が130万円未満(60歳以上の方又は障害年金受給者は年収180万円未満)
別居の場合 扶養対象者の年収が130万円未満(60歳以上の方又は障害年金受給者は年収180万円未満で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないこと

★初回加入時又は1回目の検認時に手渡しの場合は別紙の「手渡し収入確認書」を提出。2回目以降の検認時には金融機関等の明細書(写)が必要
2回目以降の手渡しは認められません。 仕送りの頻度は「毎月」とします。

※所得証明書
 一その年の1月1日から12月31日までの所得が記載された証明書になりますが、前年の所得額が毎年6月頃に確定いたします。そのため1から5月に申請される場合の最新分は前々年の所得証明書となり6月以降に申請される場合の最新分は前年の所得証明書となります。
源泉徴収票での提出は不可

◆認定日 原則として異動理由が生じた日より5日以内の届出ですが、当健康保険組合では次のとおりに取り扱っています。
 ①出生児の場合は出生年月日
 ②入社時の場合は資格取得後30日以内の届出あれば資格取得日
 ③異動事由が生じた場合は異動事由日から30日以内の届出あれば異動事由日
 ④①から③以外の場合は異動届、添付書類一式が当健康保険組合に到着した日